【総合体育館・公園テニスコート】

選定基準	審査の項目	配点	選定団体 シンコースポーツ九州株式会社
【Ａ－１】 市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること （指定手続条例第3条第１号）	施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性	52点×5人 ＝260点	215点
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
【Ａ－２】 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 （指定手続条例第3条第２号）	利用頭数増を図るための具体的手法及び期待される効果	64点×5人 ＝320点	256点
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
【Ａ－３】 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 （指定手続条例第3条第３号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	56点×5人 ＝280点	223点
	安定的な運営が可能となる組織体制		
	安定的な運営が可能となる経理的基盤		
【Ａ－４】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準 （指定手続条例第3条第４号）	類似施設の運営実績	28点×5人 ＝140点	110点
	地域振興		
	地球環境に配慮した取組		
	その他提案		
【Ｂ－１】 管理の経費の縮減が図られるものであること。 （指定手続条例第3条第２号）	施設の管理運営に係る経費の内容	60点×5人 ＝300点	300点
合計		1300点	1104点